

国立大学法人弘前大学と西目屋村との連携に関する協定書

国立大学法人弘前大学（以下「甲」という。）と西目屋村（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携・協力する。

- (1) 教育及び人材育成に関すること。
- (2) 文化の育成・振興に関すること。
- (3) 地域づくりに関すること。
- (4) 学術に関すること。
- (5) 健康づくり・医療・福祉に関すること。
- (6) 弘前大学白神自然観察園に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項

2 前項各分野において連携・協力を推進する事項は、必要に応じて別途定める。

（秘密保持）

第3条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定書の期限等）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までにいずれからも別段の申し出がないときは、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

2 協定期間中にいずれかより解消の申し出があった場合、両者協議の上、文書による合意が成立したときに終了する。

（その他）

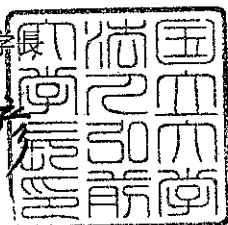
第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議の上、定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年12月22日

甲 国立大学法人弘前大学

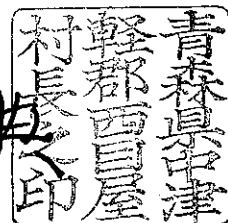
遠藤正彦



乙 西目屋村長

関

和典



西目屋村と国立大学法人弘前大学との連携に関する協定書

西目屋村（以下「甲」という。）と国立大学法人弘前大学（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携・協力する。

- (1) 教育及び人材育成に関すること。
- (2) 文化の育成・振興に関すること。
- (3) 地域づくりに関すること。
- (4) 学術に関すること。
- (5) 健康づくり・医療・福祉に関すること。
- (6) 弘前大学白神自然観察園に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項

2 前項各分野において連携・協力を推進する事項は、必要に応じて別途定める。

（秘密保持）

第3条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定書の期限等）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までにいずれからも別段の申し出がないときは、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

2 協定期間中にいずれかより解消の申し出があった場合、両者協議の上、文書による合意が成立したときに終了する。


（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議の上、定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年12月22日

甲 西目屋村長

藤 和典


乙 国立大学法人弘前大学長

遠藤 正彦
